

協働事業提案制度の改正案について

1 制度目的の基本的な考え方

富士見市自治基本条例は、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が互いの信頼関係のもと、協働によるまちづくりを行うことを目的としている。

協働事業提案制度では、条例の考え方に基づき、市民と市が提案・計画段階から協議を行い、適切な役割分担のもと、公共的課題の効果的な解決を図る事業を対象とする。

2 募集する提案の区分

①市民提案型協働事業

提案者が、市と協働により市内で実施する、公益的な事業を自由に企画・提案する。

②行政提案型協働事業

市が提示するテーマ、事業等について、具体的な内容を企画・提案する。

③アイデア提案

市民提案型協働事業へ転換することを前提として、事業のアイデアを提案する。

3 提案者の要件

①市民提案型協働事業・行政提案型協働事業の提案ができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- ①法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している個人であること。
- ②市内に事務所もしくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること。
- ③協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。

②アイデアの提案は、次のいずれかの者とする。

- ①市内に在住、在勤または在学している個人であること。
- ②市内に事務所または事業所を有する法人やその他の団体。

③前述の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、市民提案型協働事業・行政提案型協働事業・アイデアの提案をすることができない。

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ②政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする者
- ③特定の公職の候補者または候補者となろうとする者、もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに対することを目的とする者
- ④富士見市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号のいずれかに該当する者またはその者と密接な関係を有すると認められる者
- ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある者
- ⑥その他市長が適当でないと認める者

4 協働事業の要件

次の要件をすべて満たす事業を対象とします。

- ① 市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域の課題を解決できるものであること。
- ② 市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができること。
- ③ 市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること。
- ④ 提案した団体などが実施することが可能な事業であること。
- ⑤ 2年度継続して実施することが可能な事業であること。

前述の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ① 政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業
- ② 特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業
- ③ 施設などの建設、または整備を目的とする事業
- ④ 既存の制度で対応できる事業
- ⑤ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業
- ⑥ 国、地方公共団体、その他の公共団体から助成を受けている事業
富士見市から助成を受けている事業

市民提案型協働事業・行政提案型協働事業（共通）

5 提案の流れ

申請書提出の前に、事前相談の機会を設け、基本的な要件（提案者の要件や協働事業の要件）の説明をし、担当部署との調整をする場をつくる。

	時期	必要書類・手続等
事前相談（来課）	6月～7月	企画内容がわかる書類
担当部署との協議 申請書の作成	8月～10月	①申請書（様式1） ②企画書（様式2） ③収支予算書（様式3） ④提案者自己紹介シート（様式4） ⑤その他市長が必要と認める書類
書類審査 プレゼンテーション実施通知	10月	協働推進課が実施
プレゼンテーション	11月	推進委員会・庁内委員会委員による選考 結果を市長へ報告
採択決定	12月	市長が決定 採択決定後は、準備行為可

6 補助金

- ①これまで採択決定事業の補助金分のみ予算を確保していたが、制度全体の予算をあらかじめ確保し、その範囲内で事業を採択する。
- ②補助の上限額（現行：20万円）については検討中。
- ③1事業に対する補助金は、1回限り、2年度とし、年度ごとに市の予算の範囲内で交付する。
- ④補助対象経費については変更しない。

7 事業の実施と報告

年度	月	採択者・担当部署の手続き	評価
提案年度 (準備)	1月	◎協定の締結 補助金の交付申請	
	2月		
	3月	補助金の実績報告	
実施1年度目	4月	◎協定の締結 ※未締結の場合 補助金の交付申請	
	5月 ～ 2月	※中間報告（必要に応じて）	※各委員会で中間報告に対する意見 交換（随時） ※各委員会の意見を報告・事業に反 映
	3月	補助金の実績報告 ◎継続希望協議書の提出	
	4月	補助金の交付申請	
実施2年度目	5月	◎ヒアリングへの出席	・推進委員会で補助金の実績報告や 継続希望協議をもとにヒアリング ※庁内委員会は書面審査
	6月		・各委員会の継続に関する意見を提出 ・継続の可否決定
	7月 ～ 2月		・各委員会で、補助金の実績報告や 完了報告による事後評価（随時）
	3月	補助金の実績報告 事業の完了報告	
	4月		
事後	5月		
	6月		・市ホームページで概要、評価を公開 ・採択者、担当部署へ評価を報告

◎を付している手続き・・・採択者及び担当部署で行うもの

①事業報告会の廃止

採択者及び担当部署の負担軽減を図るとともに、各事業の完了時期にあわせた正確な報告を担保する。

- ・ 実施年度ごと：補助金の実績報告
- ・ 実施2年度目：2年度分の実施内容や成果等をまとめた完了報告

※実施1年度目の途中で1サイクルが終了し、残り期間が準備行為となる事業については、中間報告を求める。

②完了後の継続希望協議の新設（実施1年度目3月）

事業の継続性について提言する機会を設ける。

- ・ 採択者及び担当部署は、今後の事業継続について協議し、その結果を提出する。
- ・ 実施2年度目の6月までに、これまでの補助金の実績報告書及び継続希望協議書をもとに、協働を継続するか推進委員会及び庁内委員会の意見を提出する。
- ・ 市長は、意見を踏まえ、継続の可否について決定する。

③事後評価の方法

次年度の実施に向けて改善等を図るため、実施1年度目は単年度実施分の事業に対する意見交換を行い、実施2年度目においては、2年間の総括を行う。

- ・ 実施1年度目は、中間報告や補助金実績報告をもとに、推進委員会及び庁内委員会で事業に対する意見交換を行い、採択者及び担当部署へ報告し、実施2年度目の事業に反映してもらう。
- ・ 実施2年度目は、2年間の実施内容や効果をまとめた完了報告や、年度ごとの補助金実績報告、中間報告をもとに、推進委員会及び庁内委員会で事業に対して評価を行い、報告書とあわせて、市ホームページにて公表する。また、採択者及び担当部署へ報告する。